2026 年 11 月 17 日
公立大学法人大阪

職員の懲戒処分について

このたび、本法人の職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1　被処分者及び処分内容

（１）被処内容　　本部事務機構所属の事務職員（係長級）　　停職２月
　　本部事務機構所属の事務職員（課長級）　　停職 14 日
　　本部事務機構所属の事務職員（課長代理級）　戒告

（２）処分年月日　令和８年 11 月 16 日

2　事案概要

当該係長級職員は、複数の調達案件について、必要な予算措置、決裁及び契約審査等を経ずに発注・契約を行った。当該課長級職員及び課長代理級職員は、管理監督者としての確認・進捗管理が不十分であり、違反行為の早期発見・是正に至らなかった。

3　法人としての対応及び再発防止

上記の懲戒処分に加え、事案当時の所管部長に対し、組織管理上の責任について服務上の措置として訓告を行いました。
本法人は、本事案を厳粛に受け止め、予算・契約手続の適正な運用を徹底するとともに、管理監督及び報告体制の見直しを進め、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

〈本件の問い合わせ先〉
人事戦略部　人事労務課
電話：06-6967-1824